

令和5年度新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊費助成 事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日号外法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）患者の入院受け入れ・外来診療・検査を行う医療機関（以下、「補助事業者」という。）が、医療従事者の深夜に及ぶ長時間勤務や勤務場所までの長距離移動等による負担を軽減する場合、又は基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に行う宿泊施設の整備事業（以下「事業」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和5年度新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊費助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付限度額及び補助対象経費は、次のとおりとする。

補助対象経費	基準額
新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者のために、補助事業者が契約等するホテル等の宿泊費用又は宿泊のために借り上げた施設の賃借費用	一人当たり1泊9,800円

2 補助金の交付額は、次により算出した額とする。

- (1) 前項に掲げる補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書及び請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書及び請求書の提出をもって替えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第5条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(消費税及び地方消費税の報告)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定を受け事業（以下「補助事業」という。）完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告書を受理した場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(関係書類の保管)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 補助金の対象は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに行われた事業とする。